

訪問看護及び介護予防訪問看護 重要事項説明書

(令和6年6月1日)

事業所の概要

事業所名	いもーれ奄美訪問看護ステーション
所在地	大島郡瀬戸内町大字手安字瀬戸田原 809-2
管理者の氏名	朝野 真由美
電話番号	0997-76-3770
FAX番号	0997-76-3771
介護保険事業所番号	4663290148

1 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

『受け手になったときに安心できる医療システムの構築』という法人の目的の一環として、在宅療養者のQOLの向上に寄与する訪問看護サービスの理想を追求します。

(2) 運営方針

サービス利用者、介護者のどちらの立場も尊重し、介護者のQOLを低下させることなく、利用者のQOLの改善を目指すために、一つ一つの要求に丁寧に答えながら、そのニーズを満足させることが可能になるように努めます。

(3) ご利用者様の個人情報の取り扱いについて

いもーれ奄美訪問看護ステーションでは、個人情報を正確かつ安全に取り扱うため、厚生労働省のガイドラインに基づき、個人情報の適切な管理に努めています。

(4) 事業所の情報開示について

ご利用者様及びご家族の要望があれば、事業計画等の情報を開示致します。
またインターネットを通じて随時当事業所や当法人の方針を発信しています。

<http://www.jyunyukai.jp/>

(5) 24時間対応体制について

いもーれ奄美訪問看護ステーションでは、ご利用者様がより安心してご自宅で暮らすことが出来るよう、24時間体制でお電話等による対応をしています。必要に応じて看護師の訪問や他の医療機関への連絡対応などをいつでも行います。

(6) サービスの特徴

事項	内容
ケアカンファレンス	毎週全職種が参加するケアカンファレンスを行います
従業員研修	当法人は、各種研究会での発表を積極的に行います。

2 従業員の職種、員数、職務の内容

	資格	常勤	常勤	非常勤	非常勤	計	備考
--	----	----	----	-----	-----	---	----

		専従	兼務	専従	兼務		
管理者及びサービス提供責任者	看護師		1			1	看護師と兼務
訪問看護サービス従業者	看護師	1		1		2	
	准看護師						
訪問リハサービス従業者	理学療法士						
	言語聴覚士						
	作業療法士						
合計		1	1	1	0	3	

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	8：30～17：30
緊急時の対応のため24時間体制をとっています。	

4 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

	内容
訪問看護及び介護予防訪問看護	ア) 療養生活や、介護方法についての相談 イ) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話 ウ) リハビリテーション エ) 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理 オ) ガン、難病、認知症(痴呆症)の方の看護 カ) その他
訪問リハ	リハビリテーションの評価、指導、実践

5 通常の事業の実施地域

通常のサービスを提供する地域
鹿児島県大島郡瀬戸内町(与路島、請島を除く)宇検村、奄美市区域

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

6 利用者負担金

(1) 利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1～3割が利用者負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

【サービス費】 ※1単位10円 ※要支援の方は、[]の単位数

◇看護師が訪問看護を行った場合

20分未満 314単位 [303単位]

30分未満 471単位 [451単位]
30分～1時間未満 823単位 [794単位]
1時間～1時間30分未満 1,128単位 [1,090単位]

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

【加算について】

- ◇初回加算（Ⅰ） 350単位／月
- ◇初回加算（Ⅱ） 300単位／月
- ◇退院時共同指導加算 600単位／回
- ◇緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 600単位／月
- ◇緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 574単位／月
- ◇特別管理加算（Ⅰ）500単位／月 : （Ⅱ）250単位／月
- ◇ターミナルケア加算 2,500単位／回
- ◇1時間30分以上の訪問看護 300単位／回
- ◇2人以上による訪問看護 30分未満 254単位／回
30分以上 402単位／回
- ◇早朝（午前6時～午前8時）25%加算
- ◇夜間（午後6時～午後10時）25%加算
- ◇深夜（午後10時～午前6時）50%加算

(2) 交通費

上記5に示す通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル50円を徴収いたします。

(3) 死後の処置料

死後の処置料は、10,000円とする。

(4) その他

サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

(5) キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日17:00までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日17:00までに連絡がなかった場合	2000円

キャンセルが必要となったときは至急ご連絡ください。

連絡先	0997-76-3770
-----	--------------

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、下記主治医、ご家族の他、救急隊、介護支援事業者などへ連絡をします。

主治医	氏名	
	電話	
	住所	

ご家族	氏名	
	電話	
	住所	

8 その他運営に関する重要事項

相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 相談窓口	奄美訪問看護ステーションいもーれ (月曜日から土曜日・午前8時30分から午後5時30分) 苦情受付担当 朝野真由美 電話 0997-76-3770 苦情解決責任者 朝野真由美 電話 0997-76-3770
--------------	--

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

鹿児島県	くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室 電話 099-286-2678
瀬戸内町役場	保健福祉課保険福祉係 電話 0997-72-1068
県国民健康保険団体 連合会(国保連)	介護相談室 電話 099-213-5122
各保険者	所在地市町村担当部署

以上